

【件名】

インドにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起（その２３：国内線航空便の停止ほか）

【ポイント】

- インド政府によると、３月２２日現在のインド国内感染者の合計は４１５例（死亡７例）となっています。
- インド政府は３月２５日以降、国内線航空便が停止される旨発表しました。観光等で一時的に滞在中の方や、日本に早期帰国の必要がある方等は、早めの出国をご検討ください。
- インド政府は３月１３日から４月１５日の間に失効するインド滞在中の外国人の査証については、オンラインで無料で延長手続きが可能となる旨発表しました。
- デリー準州は、国外から戻った人に対する最低１４日間の自宅隔離措置を行う旨発表しました。パンジャブ州政府は外出禁止令を発令しました。

【本文】

（前回（その２２）の領事メールからの更新部分は下記１～４です。）

１ インド政府によると、３月２２日現在のインド国内感染者の合計は４１５例（死亡７例）となっています。州ごとの内訳等は以下をご覧ください。

<https://www.mohfw.gov.in/node/4904/>

２ インド政府は３月２５日以降、国内線航空便が停止されると発表しました。全ての国内線は２４日の２３時５９分までに目的地に到着する必要があるとのことです。観光等で一時的に滞在中の方や、日本に早期帰国の必要がある方等は、早めの出国をご検討ください。

３ インド政府は３月１３日から４月１５日の間に失効するインド滞在中の外国人の査証の延長手続きを無料化する旨発表しました。延長を希望する場合は、管轄する外国人登録事務所（FRRO/FRO）にオンラインで申請する必要があるとのことです。

４ ３月２２日、インド政府は主要都市において、タクシー等を含む公共交通機関の停止、一部の生活必需品・サービスに関するものを除く店舗・商業施設・サービス等の活動を一時的に凍結する措置を発表し、２３日からデリーやグルグ

ラムを含むインド国内主要都市で実施されています。

3月23日、デリー準州政府は、国外から戻った人に対する最低14日間の自宅隔離措置を行う旨発表しました。

同じく3月23日、パンジャブ州政府は外出禁止令を発令しました。

州によっては、空港到着時に自宅隔離が必要とのスタンプが手に押されることがあります。

5 インド政府は、国際民間旅客航空便のインドへの着陸を3月22日から一時的に停止しています。

6 在留邦人、インドご滞在中の皆様におかれては、以下の点にご注意の上、最新情報の入手に努めてください。

(1) 中央政府及び地方政府が感染予防のための措置を強化する方向にあり、制度が突然変更される可能性もありますので、十分注意して行動してください。

(2) 在インド日本国大使館ではデリー及びその近郊にお住まいの在留邦人の皆様からの保健相談を受け付けるための窓口を設置しています。

jpemb-hokensoudan@nd.mofa.go.jp

ご利用に際しての詳細は、以前の領事メールをご覧ください。

(3) ご自身や周囲の人の感染予防のため以下の点にご注意下さい。

・アルコール系手指消毒薬または石鹼と流水による手洗いを頻繁に行う。目、鼻、口などに触れる前に手洗いをする。

・マスク等の確保に努め、咳やくしゃみがあるときはマスクを着用して鼻と口を覆う。マスクがない場合は、咳やくしゃみのときに口と鼻をティッシュなどで覆い、手洗いをを行う。

(各種情報が入手できるサイト)

インド政府広報局ホームページ

<https://pib.gov.in/indexd.aspx>

インド保健・家庭福祉省公式ツイッター

https://twitter.com/MoHFW_INDIA

インド入国管理局ホームページ

<https://boi.gov.in/>

在日インド大使館ホームページ

https://www.indembassy-tokyo.gov.in/jp/index_jp.html

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省ホームページ：新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

首相官邸ホームページ：新型コロナウイルス感染症に備えて

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

（お問い合わせ先）

在インド日本国大使館

電話：011-4610-4610（代表）

email：jpemb-cons@nd.mofa.go.jp